

平成 20 年度の献血の推進に関する計画（案）について

- ・ 諮問書 1

- ・ 平成 20 年度の献血の推進に関する計画（案） 2

- ・ 「平成 20 年度の献血の推進に関する計画
（事務局案）」に関する意見の募集結果及び
各意見に対する考え方 9

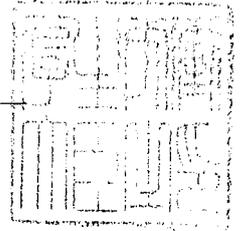
厚生労働省発薬食第0310056号

平成20年3月10日

薬事・食品衛生審議会会長

望月正隆 殿

厚生労働大臣 舩添要



諮 問 書

平成20年度の献血の推進に関する計画を定めることについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第3項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成 20 年度の献血の推進に 関する計画(案)

平成 年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1節 平成20年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
(1) 献血に関する普及啓発活動の実施	1
①効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
②献血運動推進全国大会の開催等	
③献血推進運動中央連絡協議会の開催	
④献血推進協議会の活用	
⑤その他関係者による取組	
(2) 献血者が安心して献血できる環境の整備	4
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	4
(1) 献血の推進に際し、考慮すべき事項	4
①血液検査による健康管理サービスの充実	
②献血者の利便性の向上	
③血液製剤の安全性を向上するための対策の推進	
④採血基準の在り方の検討	
⑤まれな血液型の血液の確保	
(2) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	5
(3) 災害時等における献血の確保等	5
(4) 献血推進施策の進捗 ^{ちよく} 状況等に関する確認と評価	5

平成20年度の献血の推進に関する計画（案）

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき定める平成二十年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成十五年厚生労働省告示第二百七号。以下「基本方針」という。）に基づくものである。

第1節 平成20年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成20年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.1万リットル、赤血球製剤47万リットル、血小板製剤15万リットル、血漿製剤22万リットルであり、それぞれ0.1万リットル、48万リットル、15万リットル、22万リットルが製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成20年度には、全血採血により130万リットル及び成分採血により67万リットル（血小板採血31万リットル及び血漿採血36万リットル）の計197万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成20年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が善意の自発的な献血によって支えられていることを含め、献血に関する理解と協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の実情に応じた啓発を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市

町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。

- ・ 国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力するとともに、少子高齢化の進行や変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつこれらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。
- ・ これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、幼少期も含めた若年層、企業や団体、複数回献血者といった普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を行うこととし、これを「献血構造改革」と位置付け、以下の取組を行う。

<若年層を対象とした対策>

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行っている献血ボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携をとることにより、若年層の献血への理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。
- ・ 若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、効果的な取組が必要である。
- ・ 子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、幼児向けの本・児童書や血液センター等を活用して啓発を行う。
- ・ また、若年層の献血に対する意識調査を行い、今後の献血者の担い手となる若い献血者を確保するための献血推進方策や、枠組みの検討及び取りまとめを行う。
- ・ 国は、高校生を対象とした献血について解説した教材や中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県及び市町村と協力して、これらの教材等を活用しながら献血への理解を深めるための普及啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動推進の観点も踏まえつつ献血についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行う組織との有機的な連携を確保する。
- ・ 採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層への正しい知識の普及啓発と協力の確保を図り、その推進に当たっては、国と連携するとともに都道府県、市町村及び献血ボランティア組織等の協力を得る。

<企業等における献血の推進対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、各血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、血液の在庫が不足した際に、複数回献血者の協力が速やかに得られるよう、平素から各血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- ・ 国は、特に必要性が高い400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。さらに、都道府県、市町村及び採血事業者は、これらの献血推進活動を実施することが重要である。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血に関する理解と協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催し、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的に開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。

- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えないよう特に留意するとともに、献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善に努める。
- ・ また、採血事業者は、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実は、献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、安全性に配慮しつつ効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。

③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携

して、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的献血の防止のための措置を講ずるなど、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

④ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。

⑤ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき早急に所要の対策を講ずることが重要である。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時において、製造販売業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入に協力する。

4 献血推進施策の進捗^{ちよく}状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗^{ちよく}状況、採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を行うことにより、次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について民間の献血推進組織等とも認識を共有するとともに、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、献血の受入れに関する実績や体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

「平成20年度の献血に関する計画（事務局案）」に関する意見の募集結果及び
各意見に対する考え方

「平成20年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」について、平成20年2月4日から平成20年3月4日まで御意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれらに対する当省の考え方につきまして、以下のとおり御報告いたします。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

【意見1】

日赤が現在行っている「検査成績」に加えて、導入を検討している「糖尿病検査」を実施する際に、献血推進キャラクター「けんけつちゃん」を用いた「検査成績」を記入できる「献血健康手帳（仮称）」を日本赤十字社と共同で企画・製作してはどうか。

＜補足理由等＞

- ・献血者が自分の健康データを手書きで毎回記入することで、その変化を逐一、また長期的に見ながら、各人が健康管理を心がけ、献血に協力していただけたらと思う。
- ・この手帳には、厚生労働省や日本赤十字社が、現在、インターネットを通して情報提供している内容も記載し、小冊子のような形にするといいと思う。
- ・インターネットの閲覧環境にある人は想像以上に少ないのが現状で、是非とも、ペーパーベースで万人の方に発信するのが最善ではないか。

【考え方】

御提案は、国民の方々に献血の重要性や意義を御理解いただく観点から、今後の献血推進の取組を検討する際の参考とさせていただきたいと思っております。

貴重な御意見をありがとうございました。

【意見2】

観光地によくある「記念スタンプ」のようなものを各都道府県ごと、あるいは各献血ルームごとに作成し、「スタンプ手帳（仮称）」を以前の「献血健康手帳」に代わるものとして発行する。その手帳に、献血後、送付される検査記録を記入できる用紙の機能も併せ持ったものにすれば、献血者、とりわけ複数回献血者のさらなる意欲向上に繋がるのではないか。

【考え方】

御提案は、国民の方々に献血の重要性や意義を御理解いただく観点から、今後の献血推進の取組を検討する際の参考とさせていただきたいと思います。
貴重な御意見をありがとうございました。

【意見3】

1. 新型インフルエンザ発生に備えた対策について

新型インフルエンザの発生等、緊急時の対応として、患者の治療に必要なと思われる免疫グロブリンなどの血漿分画製剤を備蓄するため、血漿献血の採血目標量を大幅に引き上げるべきではないか。

2. ブロック単位の需給調整の必要性について

日々の赤血球製剤、血小板製剤の需給調整は、もっと大きな単位（ブロック）で行うのが効果的である。

3. 「検査成績のお知らせ」項目の見直しについて

献血者の健康のため、善玉・悪玉コレステロールや中性脂肪値、クレアチニンの検査項目を追加し、総蛋白（TP）、アルブミン（ALB）、アルブミン対グロブリン比（A/G）、コレステロール（CHOL）（ただし、HDL、LDLが検査項目に追加される場合）の検査項目を削除すればよい。また、国民の健康のために役立つ検査費用については、国が積極的に費用負担をし、将来の医療費の削減に努めるべきである。

4. 原料血漿の価格の適正化について

原料血漿の価格を積算するための必要経費に直接経費（人件費、物品費）だけでなく、献血者を集めるための経費（処遇品、献血ルーム内の飲料、お菓子類、ビデオ等）や献血ルームの建物の減価償却費、賃貸料、採血車の減価償却費、維持費等、その他献血事業を行うについて最低限必要な経費も加算すべきである。

5. 200 ミリ献血の活用方法について

子供の患者や一回の使用量が少ない患者には200 ミリ献血由来の血液製剤を使用し、医師や病院への指導をすべきである。また、200 ミリ献血を、原料血漿を作るために積極的に活用することも検討して欲しい。

6. 複数回献血者への協力を要請する方法について（インターネットを利用した情報公開）

血液センターのホームページは各血液センターによって、更新の回数及び公開している情報に大きな差がある。全ての血液センターのホームページにおいて、日々の赤血球製剤の過不足状況及び日々の血小板の必要量を公開し、あと何人の献血者が必要かまで情報を公開すれば、複数回献血者は、単なるはがきをもらうより、積極的に協力しようという気持ちになると思う。

【考え方】

1. 緊急時の対応については、現在改正を検討している「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」において、「国は、災害等の場合にあっても、血液製剤の供給に支障を来すことがないように、製造販売業者及び製造業者による安定供給に必要な量の備蓄の状況等に関し、適宜、確認を行うなど、その安定供給を確保することとする。」としているところです。御提案については、献血推進を含む今後の血液事業の取組を検討する際の参考とさせていただきたいと思います。貴重な御意見をありがとうございました。

2. 血液センターからの血液製剤の供給については、日々、各都道府県ごと、7ブロックごと（全国を7つにわけたブロック）及び、全国の在庫を確認し、在庫状況が低くなった血液センターでは、原因分析・需給調整を行っています。

また、血液不足が発生した原因については、地域での事情等が考えられるため、都道府県・血液センターからの原因分析等の情報提供を受け、情報を共有し、全国単位で需給調整を行っているところです。

3. 5. 6. 御提案は、国民の方々に献血の重要性や意義を御理解いただく観点から、今後の献血推進の取組を検討する際の参考とさせていただきたいと思います。貴重な御意見をありがとうございました。

4. 国は、需給計画において、採血事業者による献血の受入れに係る費用、原料血漿の製造に係る費用等を総合的に勘案し、審議会における公正かつ透明な審議を踏まえ、採血事業者が原料血漿を製造業者に配分する際の標準価格を規定しています。

【意見4】

教育を行わないまま、学校等で安易に献血を体験させるべきではないと考える。集団の圧力がかかる学校では問題がある。

【考え方】

献血は、自発的な善意の行為であり、学校はもとより会社や献血ルーム等の採血所にあっても、決して強制があってははいけません。

厚生労働省では、1991年の国際赤十字社・赤新月社決議を基に、「献血」の定義を「自発的な無償供血」としてしています。